

藤沢市少年の森条例施行規則の一部改正について  
藤沢市少年の森条例施行規則の一部を次のように改正する。

2005年（平成17年）1月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成17年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市少年の森条例の一部改正に伴い、少年の森の管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。

藤沢市少年の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野 隆 人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市少年の森条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市少年の森条例施行規則（昭和55年藤沢市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき，条例」を削る。

第2条中「教育委員会」を「指定管理者（条例第12条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条を次のように改める。

（休園日）

第3条 少年の森の休園日は，次の各号に掲げるとおりとする。

- ・ 7月1日から9月30日までの期間を除く月曜日及び国民の祝日の翌日
- ・ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず，指定管理者は，必要があると認めるときは，あらかじめ教育委員会の承認を得て，休園日に開園し，又は開園日に休園することができる。

第9条中「教育委員会」を「あらかじめ教育委員会の承認を得て，指定管理者」に改め，同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「第4条第2号」を「第5条第2号」に，「使用承認を受けようとする団体」を「使用承認を受けようとするもの」に，「教育委員会」を「指定管理者」に改め，同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め，「その適否を決定し，」の次に「当該申込者に」を加え，同条を第8条とする。

第6条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め，同条第2項中「通知書によ

り」の次に「当該申請団体に」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項中「第4条第1号」を「第5条第1号」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「通知書により」の次に「当該申請団体に」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「供用時間」を「供用期間」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項の次に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、期間等を変更することができる。

第3条の次に次の1条を加える。

( 供用時間 )

第4条 少年の森の供用時間(キャンプ活動及び多目的運動広場の団体使用による供用時間を除く。)は、午前9時から午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

藤沢市少年の森条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p style="text-align: center;">藤沢市少年の森条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 55 年 3 月 31 日 教委規則第 6 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市少年の森条例(昭和 55 年 3 月藤沢市条例第 22 号。以下「条例」という。)<del>第 12 条の規定に基づき、条例</del>の施行について必要な事項を定めるものとする。 (団体の指導者及び引率者)</p> <p>第 2 条 少年の森をキャンプ活動の目的で使用する団体又は多目的運動広場を使用する団体には、成人の指導者又は引率者が同行しなければならない。ただし、<u>指定管理者(条例第 12 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>が認めたときは、この限りでない。 (休園日)</p> <p>第 3 条 <u>少年の森の休園日は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を除く月曜日及び国民の祝日の翌日</u></p> <p>(2) <u>1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休園日に開園し、又は開園日に休園することができる。</u></p> <p>(供用時間)</p> <p>第 4 条 <u>少年の森の供用時間(キャンプ活動及び多目的運動広場の団体使用による供用時間を除く。)</u>は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、供用時間を変更することができる。</u></p> <p>(キャンプ活動等による供用期間等)</p>	<p style="text-align: center;">藤沢市少年の森条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 55 年 3 月 31 日 教委規則第 6 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、藤沢市少年の森条例(昭和 55 年 3 月藤沢市条例第 22 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (団体の指導者及び引率者)</p> <p>第 2 条 少年の森をキャンプ活動の目的で使用する団体又は多目的運動広場を使用する団体には、成人の指導者又は引率者が同行しなければならない。ただし、<u>教育委員会が認めたときは、この限りでない。</u> (供用時間及び休園日)</p> <p>第 3 条 <u>少年の森の供用時間(キャンプ活動及び多目的運動広場の団体使用による供用時間を除く。)</u>及び休園日は、<u>次の各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>供用時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで</u></p> <p>(2) <u>休園日 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間を除く月曜日及び国民の祝日の翌日並びに 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで</u></p> <p>(キャンプ活動等による供用期間等)</p>	

第5条 少年の森をキャンプ活動の目的で使用できる期間等は、次の各号に掲げるとおりとする。~~ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、変更することができる。~~

- (1) 供用期間 7月1日から9月30日まで
- (2) 入園時間 午後1時から午後3時まで
- (3) 退園時間 正午まで

第4条 少年の森をキャンプ活動の目的で使用できる期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、変更することができる。

- (1) 供用時間 7月1日から9月30日まで
- (2) 入園時間 午後1時から午後3時まで
- (3) 退園時間 正午まで

藤沢市少年の森条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>2 多目的運動広場を団体使用に供する時間は、午前 6 時から午後 6 時までとする。<del>ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、変更することができる。</del></p> <p>3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、期間等を変更することができる。</u></p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第 6 条 条例第 5 条第 1 号の規定により、キャンプ活動のため少年の森の使用許可を受けようとする団体は、5 月 1 日から使用しようとする日の 7 日前までに、少年の森使用申請書を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、すみやかに審査して、その適否を決定し、少年の森使用許可決定通知書により当該申請団体に通知する。</p> <p>(使用の変更・取消申請等)</p> <p>第 7 条 少年の森の使用許可を受けた団体が使用内容の変更又は使用の取消しをしようとするときは、すみやかに少年の森使用変更(取消)申請書に使用許可決定通知書を添えて指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により使用変更申請を受けたときは、すみやかに審査して、その適否を決定し、少年の森使用変更許可決定通知書により当該申請団体に通知する。</p> <p>(使用の申込及び承認)</p> <p>第 8 条 条例第 5 条第 2 号の規定により、キャンプ活動以外の目的のため少年の森の使用承認を受けようとするものは、使用しようとする日の 3 月前から 3 日前(多目的運動広場を団体使用する場合には、前日)までに指定管理者に申し込まなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定による申し込みを受けたときは、直ちに審査して、その適否を決定し、当該申込者に連絡する。</p>	<p>2 多目的運動広場を団体使用に供する時間は、午前 6 時から午後 6 時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、変更することができる。</p> <p>(使用の申請及び許可)</p> <p>第 5 条 条例第 4 条第 1 号の規定により、キャンプ活動のため少年の森の使用許可を受けようとする団体は、5 月 1 日から使用しようとする日の 7 日前までに、少年の森使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、すみやかに審査して、その適否を決定し、少年の森使用許可決定通知書により通知する。</p> <p>(使用の変更・取消申請等)</p> <p>第 6 条 少年の森の使用許可を受けた団体が使用内容の変更又は使用の取消しをしようとするときは、すみやかに少年の森使用変更(取消)申請書に使用許可決定通知書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により使用変更申請を受けたときは、すみやかに審査して、その適否を決定し、少年の森使用変更許可決定通知書により通知する。</p> <p>(使用の申込及び承認)</p> <p>第 7 条 条例第 4 条第 2 号の規定により、キャンプ活動以外の目的のため少年の森の使用承認を受けようとする団体は、使用しようとする日の 3 月前から 3 日前(多目的運動広場を団体使用する場合には、前日)までに教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申し込みを受けたときは、直ちに審査して、その適否を決定し、連絡する。</p>	

藤沢市少年の森条例施行規則新旧対照表

改正案	現行	備 考
<p>(使用者の遵守事項)</p> <p><u>第 9 条</u> 少年の森を使用する者(個人, 団体を問わない。)は, 次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 承認なくして, 火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 承認なくして, 物品を販売しないこと。</p> <p>(3) 施設及び自然をき損しないこと。</p> <p>(4) 喫煙又は飲酒をしないこと。</p> <p>(5) 職員の指示に従うこと。</p> <p>(様式)</p> <p><u>第 10 条</u> この規則の規定により必要とする書類の様式は, <u>あらかじめ教育委員会の承認を得て, 指定管理者が別に定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この規則は, 昭和 55 年 5 月 5 日から施行する。ただし, 第 5 条, 第 6 条及び第 7 条の規定は, 昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 55 年教委規則第 4 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は, 昭和 55 年 7 月 11 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 59 年教委規則第 3 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は, 公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 59 年教委規則第 4 号)</p> <p>この規則は, 公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 63 年教委規則第 11 号)</p> <p>この規則は, 昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(平成 2 年教委規則第 1 号)</p>	<p>(使用者の遵守事項)</p> <p><u>第 8 条</u> 少年の森を使用する者(個人, 団体を問わない。)は, 次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 承認なくして, 火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 承認なくして, 物品を販売しないこと。</p> <p>(3) 施設及び自然をき損しないこと。</p> <p>(4) 喫煙又は飲酒をしないこと。</p> <p>(5) 職員の指示に従うこと。</p> <p>(様式)</p> <p><u>第 9 条</u> この規則の規定により必要とする書類の様式は, <u>教育委員会が別に定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この規則は, 昭和 55 年 5 月 5 日から施行する。ただし, 第 5 条, 第 6 条及び第 7 条の規定は, 昭和 55 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 55 年教委規則第 4 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は, 昭和 55 年 7 月 11 日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 59 年教委規則第 3 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は, 公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 59 年教委規則第 4 号)</p> <p>この規則は, 公布の日から施行する。</p> <p>付 則(昭和 63 年教委規則第 11 号)</p> <p>この規則は, 昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則(平成 2 年教委規則第 1 号)</p>	

藤沢市少年の森条例施行規則新旧対照表

現行	改正案	備 考
<p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条の改正規定は平成2年6月19日から施行する。</p> <p>附 則(平成7年教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成7年教委規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成14年教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条の改正規定は平成2年6月19日から施行する。</p> <p>附 則(平成7年教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成7年教委規則第2号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成14年教委規則第10号)</p> <p>この規則は、平成14年4月1日から施行する。</p>	
<p><u>附 則(平成 年教委規則第 号)</u></p>		
<p><u>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>		